

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間及び51年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年12月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和51年4月から同年7月まで

申立期間当時は、運送会社に勤めながら、郵便局などで国民年金保険料を納付していた。一緒に納付していた元同僚はすでに亡くなっているが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間③については、直前の昭和51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料について、同じ国民年金手帳記号番号であるにもかかわらず、51年3月15日と同年5月12日の2回に重複して納付していることが、申立人が所持する領収証書から確認することができ、申立人の国民年金保険料の納付記録が適切に管理されていなかったことが見受けられる。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①当時に国民年金保険料を一緒に納付していた

とする元同僚は、国民年金への加入記録が無い上、その元同僚は、申立人とは別の県の厚生年金保険適用事業所に勤務しているなど、申立人の主張と相異している。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

私は昭和51年1月から現在まで、A社及びその関連団体の数か所で途切れることなく勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私が申立事業所から別のB社へ人事交流のため、前者を昭和53年8月31日付けで退職し、後者に翌9月1日付けで転属した時期に当たる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する決裁文書「職員の人事交流について」、雇用保険の被保険者情報等から、申立人が申立事業所及びその関連団体に継続して勤務し（昭和53年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人の申立事業所における昭和53年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険資格喪失確認通知書では、A社が申立人の資格喪失日を昭和53年8月31日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から52年3月まで

申立期間当時は学生であったため、私が20歳になった際、私の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親が、毎月集金に来ていた農協の小組合長に納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月22日以降に払い出され、申立人は、同年4月12日に国民年金に加入していることが市の国民年金被保険者名簿により確認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は申立期間中、A社(現在は、B社)で勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、B社発行の証明書のとおり、私が申立期間中、厚生年金保険に加入していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「人事記録」等では、申立人が申立期間において、A社にレジデント(同社非常勤職員)として勤務していたことが確認できる。

しかし、B社では、申立期間当時の社会保険関係書類を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているとともに、申立人が挙げた申立期間当時の元上司に聴取したものの、申立内容に係る供述等を得られなかった。

また、前出の「人事記録」から申立期間当時、申立人と同様に、A社のレジデントとして勤務していた元同僚8人が確認できるところ、このうち、レジデントであった期間中に厚生年金保険の加入記録が無い者が3人確認できることから、申立事業所では、申立期間当時、一部のレジデントを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月ごろから同年8月1日まで
② 昭和29年9月1日から32年11月ごろまで

私は、昭和29年5月ごろから32年11月ごろまでの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、このうちの29年8月1日から同年9月1日までの1か月間を除き、その前後となる申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私はいずれの申立期間においても、申立事業所の正社員として途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、元同僚の供述、申立人保管の写真などから、申立人が両申立期間の一時期、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間①直後の昭和29年8月1日であることが確認できる。

また、A社は昭和50年7月20日に、及び同社合併後のB社も60年5月1日に適用事業所ではなくなっている上、A社の元事業主の親族の供述では、当該元事業主は高齢で事情聴取できないとしていること、当該期間当時の関係書類は無いとしていることから、両申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、A社が適用事業所となった日に資格取得している元同僚がオンライン記録等から15人確認できるところ、このうち、申立人と同様に、昭和29

年9月1日に資格喪失している元同僚4人が確認できる上、申立事業所の元同僚が、「事務担当として入社した私自身は、入社から2か月遅れで厚生年金保険に加入させられている上、事務担当以外の現場担当の従業員は、厚生年金保険に加入しない人も多かった。」などと供述していることを踏まえると、申立事業所では、申立期間当時、被保険者資格をいったん取得した従業員について、その出入りが激しかったか、又は、その雇用期間どおりには厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所の被保険者資格記録が、オンライン記録どおり、昭和29年8月1日から同年9月1日までの間確認できるのみである。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月10日から25年2月ごろまで
② 昭和25年11月ごろから26年2月ごろまで

申立期間①については、当時の船舶所有者名は明確ではないが、現在はA社という事業所の所有船舶で、また、申立期間②については、B氏が所有するC丸で漁業に従事していたにもかかわらず、両申立期間における船員保険の加入記録が無い。

いずれの申立期間についても、私が各船舶に乗船し勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、船舶所有者名簿では、申立人が挙げた現在のA社という事業所はもとより、この前身の事業所が船員保険の適用事業所として確認できないとともに、管轄法務局では、A社及び同事業所名に類似した事業所名での法人登記の記録は無いと回答している。

また、申立人が挙げた現在のA社に照会したものの、「申立期間①当時、申立ての名称の事業所が存在していたようであるが、既に倒産したと聞いており、A社には当該期間当時のことを知る者もない。」としている上、申立人も、申立事業所の元事業主、元同僚等は既に死亡していると供述していることなどから、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①当時、申立て船舶と一緒に乗船していたとしている申立人の父親についても、オンライン記録等では当該期間中、船員保険及び厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②については、船舶所有者のB氏（昭和38年8月13日付けで、D

社に名称変更)が船員保険の適用事業所となった日は、オンライン記録等では不明であるものの、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿に掲載されている筆頭の被保険者に係る資格取得日は、申立期間②の後の昭和26年8月1日となっていることが確認できるのみである。

また、船舶所有者のB氏は、昭和54年8月25日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっていると同時に、申立期間②当時の元事業主も既に死亡しているため、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間②当時の元同僚の氏名等を明確に記憶していないことから、前出の被保険者名簿に掲載のあった元同僚3人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等は得られない。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、オンライン記録どおり、申立期間①及び②の両申立事業所に係る加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。